

「大阪府立泉尾工業高等学校いじめ防止基本方針」

令和4年 5月 31日

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめほどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「誠実で創意あふれる心豊かな人材と情報化社会に対応できる技術者」を育成するために「大阪府立泉尾工業高等学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

(1) いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み

ア 人権教育の充実

生徒対象、教職員対象人権講演会や人権学習会を実施し、人権啓発を図る。

イ 実習教育の充実

工業実習は危険を伴うものもあり、生徒間または教員との協力が不可欠である。

実習を通じ、相手の立場で考える力、思いやりの気持ちを育む。

ウ 特別活動の充実

生徒会活動、部活動、学校行事などを通じ、相互理解を図る。

(2) いじめの未然防止についての取り組み

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという観点から、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

ア 授業改善について

(ア) 学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点

- ・「高校は義務教育ではないため、自ら学ぶ姿勢を持つこと」を生徒、保護者に周知徹底する。
- ・毎年4月に「生徒指導に関する方針」を策定し、教職員が同じ方針で協力して指導をおこなう。

(イ) 「わかる授業」づくりにおける具体的な取組

- ・1年生の基礎学習を中心に班別授業を実施する。
- ・工業科目を中心にICT機器を活用した授業を実施する。

(ウ) 相互公開授業等の指導力の向上に関する取組

- ・保護者向け公開授業を実施する。
- ・研究授業等を活用し、教員が相互に授業を参観する。

イ 自己有用感を高めるために

(ア) 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組

- ・外部講師によるキャリアガイダンス及び進路希望調査を各学年で実施する。
- ・職場インターンシップを2年生の7～8月に実施する。

(イ) 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり

- ・生徒生活委員により校内の巡視活動を実施する。
- ・生徒保健委員により校内の美化活動を実施する。
- ・特別な支援を要する生徒と、ともに学び、ともに育つ教育を推進する。

(ウ) 生徒を認め、誉める指導を充実させるための取り組み

- ・生活指導課教員を中心に朝のあいさつ運動を実施する。
- ・体育祭、文化祭などの学校行事への積極的な参加を促す。

ウ いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

(ア) 学級活動の充実を図る取り組み

- ・S.H.R. やL.H.R. を活用し、学級担任と生徒の相互理解を図る。

(イ) 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組み

- ・教職員・PTA対象人権講演会の実施
- ・生徒対象人権講演会（学年毎）の実施

(ウ) 情報モラルに関する取り組み

- ・全生徒対象人権学習会（携帯・ネットいじめについて）の実施

(3) いじめの早期発見についての取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

ア 生徒観察の充実と情報の共有化

- ・学級担任、クラブ顧問は日々の生徒の状況を把握し、必要に応じて面談を行う。
- ・教科担当者は授業での生徒の状況を把握し、担任との連携を密にする。
- ・各クラスの教科担当者会議において意見交換を行う。
- ・変化を記録する。（5W1H…誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）

イ いじめアンケート調査の活用

- ・年に3回、7月、11月、2月に実施する。

ウ スクールカウンセラーの活用

- ・月に1回、スクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

エ いじめ相談窓口の周知

- ・電話教育相談

(こども専用)	: 06-4301-3140	}	月曜日～金曜日 (祝日は除く)
(保護者専用)	: 06-4301-3141		午前9時～午後7時
(こども・保護者)	: 06-6325-3399		夜間・土日・祝日
- ・24時間電話いじめ相談

(全国共通)	: 0570-0-78310	年中無休
--------	----------------	------

(4) いじめの早期解決についての取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ア いじめ事案を教育委員会（管理職等）へ報告する体制
- イ 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制（情報の共有化・教職員の連携等）
- ウ 被害生徒の保護、加害生徒の指導について
 - ※ア～ウについて、後述する「いじめ対策委員会」が役割を担う

(5) 保護者や地域・関連機関との連携

いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」は学校のみでは達成しえない。保護者、地域、関係機関との連携を密にして問題解決に当たる。

- ア 家庭・地域との連携
 - ・成績懇談会、PTA実行委員会、学校協議会等を通じて、協力体制を構築する。
 - ・ホームページの更新回数を増やし、学校の様子をタイムリーに発信する。
- イ 関係機関との連携
 - ・教育委員会、警察、こども相談センター等関係機関との連携
 - ・生徒を被害者にも加害者にもしないための取り組み

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

ア いじめ対策委員会

<構成>

管理職、首席、生活指導課長、ファッション工学科長、セラミック科長、工業化学科長、機械科長、電気科長、各学年主任、養護教諭、人権教育主担

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。

- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う

イ 常設の委員会、事案発生時の委員会の設置

- ・常設の委員会を定期的に実施する。
- ・事案発生時の委員会には、関係する教職員を加えることとする。

ウ 校内研修会の実施

- ・年間計画に基づき実施する。
- ・人権教育推進委員会と連携を図りながら実施する。

エ 年間計画

- ・いじめ対策委員会：年4回開催する。
 - ☞ 4月：指導方針、年間計画等の作成
 - ☞ 7月：いじめアンケート・成績懇談会を踏まえた情報共有
4～7月の総括（中間評価）
 - ☞ 12月：いじめアンケート・成績懇談会を踏まえた情報共有
8～12月の総括（中間評価）
 - ☞ 3月：1年間の総括、来年度の改善点を検討（最終評価）
- ・調査
 - ☞ 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・2月）
 - ☞ 成績懇談会での生徒保護者への聞き取り調査 年3回（7月・10月・12月）
- ・研修会
 - ☞ 4月：教職員対象特別支援教育研修会
 - ☞ 5月：「いじめについて考える日」
 - ☞ 6月：3年生対象ロングホームルーム人権学習会
 - ☞ 8月：教職員対象特別支援教育研修会
 - ☞ 9月：PTA・教職員合同人権講演会
 - ☞ 10月：2年生対象ロングホームルーム人権学習会
 - ☞ 10月：教職員対象特別支援教育研修会
 - ☞ 11月：全学年・PTA対象人権講演会
 - ☞ 1月：人権ホームルーム

(2) 取り組み内容の検証

ア P D C A サイクルを活用や「運営に関する計画」との関連

- ・いじめ対策委員会において年間計画の中間評価、最終評価をおこない、次年度への改善を図る。
- ・「運営に関する計画」の人権教育に反映させる。

イ 評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

- ・教職員及びPTA実行委員会に取組評価アンケートを実施する。
- ・学校協議会及びPTA実行委員会への情報発信ならびに意見聴取をおこなう。

4 重大事案への対処

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

※重大事案発生時の対処について、以下の(1)～(4)については管理職の指示のもと、いじめ対策委員会で協議し、事案発生時に迅速に対応できるような体制を構築する。

- (1) 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- (2) 調査組織の設置や事実関係の明確化
- (3) 被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- (4) 教育委員会への報告

5 いじめ発見の際の流れ

